明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「第十九条の四第二項中「」の下に「、六月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「百分の百五十五」と、「」を「、十二月に支給する場合においては」に、「「百分の百六十」を「「百分の百五十七・五」に改める。

第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「第十九条の四第二項中「」の下に「、六月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「百分の百五十五」と、「」を「、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（切替日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　平成二十七年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（給与の内払）

第三条　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号。以下この条及び次条において「平成二十六年改正法」という。）附則第八条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、新法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第八条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（平成二十七年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額）

第四条　医師又は歯科医師である自衛官（法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。）の俸給月額は、新法別表第二の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の法別表第二に定める額とする。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第六条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項及び第二十七条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五号中「百分の六十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の八十二・五」を「百分の八十五」に改める。

別表第四の一種の項中「一一六、五〇〇円」を「一一六、八〇〇円」に、「一四二、三〇〇円」を「一四二、六〇〇円」に、

一三九、三〇〇円	一三九、六〇〇円
一三四、〇〇〇円	一三四、四〇〇円

に、「五四、三〇〇円」を「五四、四〇〇円」に、「五一、五〇〇円」を「五一、六〇〇円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十一号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条、第四条第一項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第八項、第十二条第三項並びに第十九条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十七条）
第二章　経過措置（第十八条―第二十六条）
附則